

12/19 木

生存権裁判「ノーペイ」か

3地裁判決文酷似 誤字も同じ

国が生活保護費の基

準額を引き下げたのは
生存権を保障する憲法
25条などと違反すると
して、利用者が各地で
起つてこない集団訴訟
の判決文で、福岡と京
都、金沢各裁判の文章
に酷似している箇所が
あることが16日、原告
側弁護団への取材で分

かりました。

文章には同じ誤字も
含まれており、弁護団
は先行して出された判
決文をパソコン上でコ
ピーし、貼り付け(ペ
ースト)する「ペペ」
で作成された疑いがあ
ると指摘しています。弁
護団によると、「5
月に出された福岡地裁

の判決文では、「テレビ
やパソコンについて
「生活扶助」により支田
すむ」とが想定されな
い非生活扶助相用品目
(医療費、NHK受診
料等)とは明らかに性
質を異にするところ
がわざと書き込んでいた。
誤記を含む文章全体

を認めたとみられ
ますが、9月の京都地
裁判決、11月の金沢地
裁判決でも「受診料」
と記していました。

誤記を含む文章全体
も字句や語尾は若干異
なっているものの、構
成はほぼ同じでした。
三つの判決文には他に
も同様に酷似した箇所
裁判の内容については

があるといいます。

判決はいずれも原告
の訴えを退けました。
各地の訴訟を支援する
団体の事務局長、小久
保哲郎弁護士は「棄却
という結論ありきの判
決つまり食いだ。裁判
とは眞面目に自分の

頭で考えていただき
たい」と批判。大阪訴訟
弁護団の和田信也事務
局長も「偶然にしては
出来過ぎだ。オリジナ
ルデータのようなもの
があり、「ノーペイ」で使
回していくのではなく
か」と指摘しました。

京都地裁は「個別の
裁判の内容については

回答できまい」、金沢

地裁は「個別事件にお
ける判決内容に関する
ことであるため回答で
きない」としていま
す。最高裁は「最高裁
として調査するには
考えていない」と「メ
ントしました。